

議案第 44 号

阿見町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について

阿見町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 6 月 2 日提出

阿見町長 千 葉 繁

阿見町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

阿見町災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和53年阿見町条例第16号)の一部を次のように改正する。

目次中 「 第4章 災害援護資金の貸付け(第12条—第15条) を
第5章 雑則(第16条・第17条) 」
「 第4章 災害援護資金の貸付け(第12条—第15条)
第5章 阿見町災害弔慰金等支給審査委員会(第16条—第22条) に改める。
第6章 雑則(第23条・第24条) 」

第17条を第24条とし、第16条を第23条とする。

第5章を第6章とし、第4章の次に次の1章を加える。

第5章 阿見町災害弔慰金等支給審査委員会
(設置)

第16条 町長からの諮問に応じ、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する重要事項を調査し、及び審査するため、阿見町災害弔慰金等支給審査委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(組織)

第17条 委員会は、委員5人以内で組織する。

2 委員会の委員は、次に掲げるもののうちから、町長が委嘱する。

- (1) 医師
- (2) 学識経験者
- (3) その他町長が必要と認める者

(任期)

第18条 委員の任期は、委嘱の日から重要事項の審査が終了するまでとする。

(委員長及び副委員長)

第19条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第20条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員会の会議は、非公開とする。
- 5 委員会は、必要があると認めるときは、委員会の会議に関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第21条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(報酬及び費用弁償)

第22条 委員の報酬及び費用弁償については、阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年阿見町条例第58号)に定めるところによる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

阿見町災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和53年条例第16号）新旧対照表

改正前	改正後	備考
<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条・第2条）</p> <p>第2章 災害弔慰金の支給（第3条—第8条）</p> <p>第3章 災害障害見舞金の支給（第9条—第11条）</p> <p>第4章 災害援護資金の貸付け（第12条—第15条）</p> <p>（新設）</p> <p>第5章 雑則（第16条・第17条）</p> <p>附則</p> <p>（新設）</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条・第2条）</p> <p>第2章 災害弔慰金の支給（第3条—第8条）</p> <p>第3章 災害障害見舞金の支給（第9条—第11条）</p> <p>第4章 災害援護資金の貸付け（第12条—第15条）</p> <p>第5章 <u>阿見町災害弔慰金等支給審査委員会（第16条—第22条）</u></p> <p>第6章 雑則（第23条・第24条）</p> <p>附則</p> <p>第5章 <u>阿見町災害弔慰金等支給審査委員会（設置）</u></p> <p>第16条 <u>町長からの諮問に応じ、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する重要事項を調査し、及び審査するため、阿見町災害弔慰金等支給審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。</u></p> <p><u>（組織）</u></p> <p>第17条 <u>委員会は、委員5人以内で組織する。</u></p> <p>2 <u>委員会の委員は、次に掲げるものうちから、町長が委嘱する。</u></p>	

改正前	改正後	備考
	<p>(1) 医師</p> <p>(2) 学識経験者</p> <p>(3) その他町長が必要と認める者</p> <p>(任期)</p> <p>第18条 委員の任期は、委嘱の日から重要事項の審査が終了するまでとする。</p> <p>(委員長及び副委員長)</p> <p>第19条 委員会に委員長及び副委員長を置く。</p> <p>2 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。</p> <p>3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。</p> <p>4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。</p> <p>(会議)</p> <p>第20条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。</p> <p>2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。</p> <p>3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>4 委員会の会議は、非公開とする。</p>	

改正前	改正後	備考
<p style="text-align: center;">第5章 雑則 (阿見町行政手続条例の適用除外)</p> <p>第16条 (略) (規則への委任)</p> <p>第17条 (略)</p>	<p><u>5 委員会は、必要があると認めるときは、委員会の会議に関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(守秘義務)</u></p> <p><u>第21条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(報酬及び費用弁償)</u></p> <p><u>第22条 委員の報酬及び費用弁償については、阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年阿見町条例第58号)に定めるところによる。</u></p> <p style="text-align: center;">第6章 雑則 (阿見町行政手続条例の適用除外)</p> <p>第23条 (略) (規則への委任)</p> <p>第24条 (略)</p>	

議案第44号 説明資料

【条例改正の概要】

災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査・審査するための「阿見町災害弔慰金等支給審査委員会」を設置し、災害弔慰金等支給の手続きを適切に行うため、条例を一部改正するもの。

【改正の内容等】

1. 「阿見町災害弔慰金等支給審査委員会」の概要

(1) 委員数 5人以内

- ① 医師
- ② 学識経験者
- ③ その他町長が必要と認める者

(2) 任期

委嘱の日から調査・審査が終了するまで

(3) 委員会の役割

法に基づき町が災害弔慰金及び障害見舞金を支給するに当たり、自然災害による死亡または障害であるか否かの判定が困難な場合に、町長の諮問に応じて、専門的見地から調査及び審査を行う。

2. その他

「阿見町災害弔慰金等支給審査委員会」を新たに設置するため、『阿見町附属機関の設置に関する条例』及び『阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例』もあわせて一部改正する。